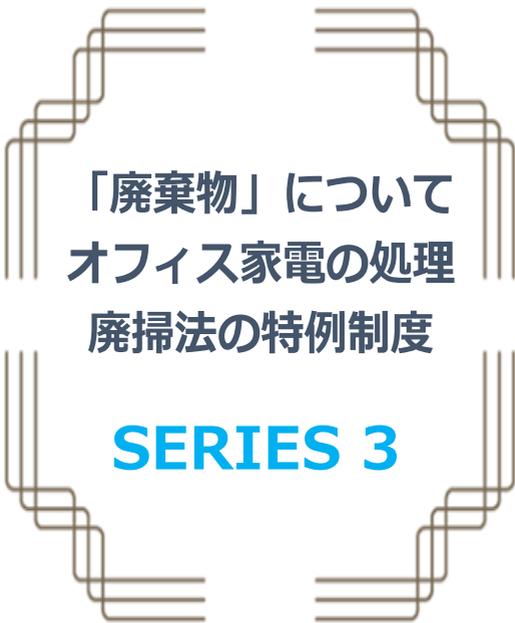


事業所の責任者・担当者が
廃棄物処理法について



「廃棄物」について
オフィス家電の処理
廃掃法の特例制度

SERIES 3

知っておきたいこと

(一社) 京都府産業廃棄物 3R 支援センター

CONTENTS

SERIES3

CHAPTER7

p 2 「廃棄物」について

CHAPTER8

p 28 オフィス家電の処理

CHAPTER9

p 50 廃棄物処理法の特例制度

SERIES1(既刊)

CHAPTER1
排出事業者責任
CHAPTER2
自社保管
CHAPTER3
自社運搬

SERIES2(既刊)

CHAPTER4
処理委託
CHAPTER5
マニフェスト
CHAPTER6
注意義務

事業所から発生した不要物が法に定める「廃棄物」に該当するのか、「廃棄物」ならそれが「産業廃棄物」なのか「一般廃棄物」なのか、「産業廃棄物」ならどの種類に該当するのか、更に、特に注意して取扱う必要がある「特別管理産業廃棄物」なのか、判断しなければなりません。それぞれに応じ規制の内容や処理の基準が異なるため、「廃棄物」の種類を知ることが適正な廃棄物管理の第一歩となります。

この冊子で、「法」は廃棄物処理法（正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）、「令」は同法施行令、「規則」は同法施行規則を表します。

CHAPTER 7

「廃棄物」について

事業者は、廃棄物と有価物の判断、産業廃棄物と一般廃棄物の区別を正しく出来なければなりません。

1. 「廃棄物」の定義

法では、「『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」とされています（法第2条第1項）。

廃棄物は、ごみなどの「汚物又は不要物」で固体又は液体のもの（つまり気体は対象外。放射性物質とその汚染物も対象外）というわけですが、具体的に「それが廃棄物に該当するか否か」は、客観的、一律に決まるものではないようです。

2. 「廃棄物」に該当するかどうかの判断基準

廃棄物処理法では、「廃棄物」とは「ごみ・・・その他の汚物又は不要物であって・・・」と定義されています。「汚物又は不要物」とは何かを判断することは担当者にとって難しいことです。

行政処分の指針(令和3年4月14日)」に「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。」と記載されています。また、指針の中で、「本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。」とあります。法の廃棄物に該当する場合は、法令を遵守する必要があります。法令に違反す

ると、処罰を受ける可能性もありますので、職場から排出されるものが「廃棄物であるか?」は重要なポイントと言えます。改めて法令を見直し、日頃から最新情報を入手できるように注意しましょう。判断に迷った時は所管の行政庁へ確認しましょう。

<https://www.env.go.jp/hourai/add/k104.pdf>



5つの要素	
1.物の性状	利用できる品質であり、生活環境保全上支障が発生する恐れがないこと
2.排出状況	排出が計画的で、排出までに適切な保管や品質管理がなされていること
3.通常の取扱形態	製品としての市場があり、通常は廃棄物として処理されていないこと
4.取引価値の有無	有償譲渡がされており、かつ客観的に見て取引に経済的合理性があること
5.占有者の意思	適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思があり、放置・処分する意思がないこと

廃棄物処理法 (定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（中略）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 （後略）

3. 産業廃棄物と一般廃棄物

廃棄物は、法では「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されますが、法律では「産業廃棄物」以外が「一般廃棄物」であると定義されています。「産業廃棄物」に該当しない「廃棄物」が「一般廃棄物」となるわけです。

それでは「産業廃棄物」とは何でしょうか。

産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物等(法第2条第4項各号)」とされ、政令(第2条)で定めるものを含め、次ページの20種類と輸入廃棄物が産業廃棄物とされています。

20種類のうち、1～12のものは、すべての事業活動について産業廃棄物になりますが、13以下のものは特定の事業活動(業種等)で生じたもののみ産業廃棄物になります。

産業廃棄物を排出する場合、20種類のいずれに該当するか明確にしなければなりません。複数の種類が密接不可分の状態である場合は、それらの混合物として排出します。

■ 参考

産業廃棄物の種類は次表のように分類されていますが、排出される産業廃棄物がどの種類に該当するのか、実際は判断に苦しむケースが多々あります。例えば「廃酸」とも「廃アルカリ」のどちらとも決め難い廃液は何に該当するのか*1、「汚泥」が「油分」を含む場合その混合物として扱うのか*2など、担当者の頭を悩ませてきました。国もその解釈等の通知を出しています。判断に迷ったら、行政機関や信頼のおける処理業者に相談することが大事です。

- * 1 工場廃液は「廃酸」若しくは「廃アルカリ」又は「廃酸」及び「廃アルカリ」の混合物として取り扱う（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年環整45号 厚生省環境整備課長通知）
- * 2 油分を概ね5%以上含むでい状物は汚泥と廃油の混合物として取り扱う（「油分を含むでい状物の取扱いについて」（昭和51年環水企181、環産17 環境庁水質保全局企画課長・厚生省環境衛生局水道環境部参事官連名通知）

表 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 石炭がら、灰かす、炉清掃出物、焼却残灰
	②汚泥 排水処理及び製造工程において生ずる汚泥物、活性汚泥法による処理後汚泥、珪藻土かす、炭酸カルシウムかす、ピルピット汚泥、建設汚泥
	③廃油 鉱物性油、動植物性油、廃潤滑油、溶剤
	④廃酸 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ 廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず 天然ゴムくず
	⑧金属くず 鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず・切削くず、空缶、金属スクラップ
	⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず、空びん、石膏ボード
	⑩鉱さい 高炉、平炉、転炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす等
	⑪がれき類 工作物の新築・改築・除去に伴って発生したコンクリート破片、アスファルト破片その他これに類する不要物
	⑫ばいじん 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、産業廃棄物焼却施設において発生するばいじん、集じん施設で集められるもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず 建設業に係るもの(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ製造業・製紙業・紙加工品製造業・新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業から生じる紙くず、ポリ塩化ビフェニール(PCB)が塗布され又は染みこんだもの
	⑭木くず 建設業に係るもの(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものに限る)、木材・木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット、PCB が染みこんだもの
	⑮繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、PCB が染みこんだもの
	⑯動植物性残さ 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物の固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等)
	⑰動物系固形不要物 と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物のふん尿 畜産農業から生ずる牛、馬、豚等のふん尿
	⑲動物の死体 畜産農業から生ずる牛、馬、豚等の死体
⑳政令第13号廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの

以上の産業廃棄物を除く廃棄物が一般廃棄物です。

更に、産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となりますが、それを次に説明しましょう。

■参考 「事業者」について

法第3条に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とありますが、廃棄物処理法では「事業者」について規定した条文はありません。

「廃棄物処理法の解説」（廃棄物処理法編集委員会編著(一社)日本環境衛生センター発行)によると、「「事業者」とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公共公益事業等を営む者も含まれているものであって、国又は地方公共団体であっても、これらの事業を営む主体として把握できる場合には、当然に事業者と観念される」とあります。

法人個人を問わず、また法人格のある団体だけでなく任意団体、NGO、NPO、学校、役所、宗教団体を含め、すべての事業者が同法の「事業者」となるわけです。

4. 特別管理産業廃棄物と 特別管理一般廃棄物

産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」といいます(法第2条第3項、5項)。特別管理廃棄物は、その特性から通常の廃棄物と異なる特別な基準に従って処理しなければなりません。

特別管理一般廃棄物の種類

まず「特別管理一般廃棄物」について見てみましょう。特別管理一般廃棄物は、法第2条第3項を受けた政令第1条で、以下のとおりとされています。

主な分類	概要
PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3 ng/g を超えて含有するもの
感染性一般廃棄物 *	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの(紙くず、布くずなど)

特別管理一般廃棄物の廃水銀・ばいじん・感染性一般廃棄物については、同種の許可をもつ特別管理産業廃棄物処理業者に処理を委託することができます(法第14条の4第17項 規則第10条の20)。

例えば、病院で発生した感染性一般廃棄物(紙くず、包帯、脱脂綿等のうち感染性廃棄物であるもの)は、感染性産業廃棄物(注射針、血液、血液等が多量に付着したチューブ等)と混合して、感染性産業廃棄物を取り扱う特別管理産業廃棄物処理業者に委託することができます。ただし、各々について別の形態、方式で処理を行う場合には、これも必ず区分しなければなりません。

特別管理産業廃棄物の種類

主な分類		概要
廃油（引火性廃油）		揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く。）
廃酸		著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸
廃アルカリ		著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物*		医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ又は付着しているおそれのあるもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、又は封入された廃プラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの（PCB処理物に係る判定基準に適合しないもの）★
	廃水銀等	① 特定の施設において生じた廃水銀等（17施設の限定あり） ② 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥（環境省令で定める基準に適合しないもの）★
	鉍さい	重金属類等を一定濃度を超えて含むもの★
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻*	重金属等、ダイオキシン類等を一定濃度を超えて含むもの★
	ばいじん*	重金属等、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類等を一定濃度を超えて含むもの★
	廃油*（廃溶剤）	トリクロロエチレン、1, 4-ジオキサン等を含むもの★
汚泥、廃酸、廃アルカリ	特定施設から排出された汚泥・廃酸・廃アルカリで、法令に定める基準に適合しないもの	

* 施設限定あり

★ 規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令を参照

特別管理産業廃棄物を排出する事業者の義務

特別管理産業廃棄物は、通常の産業廃棄物と比較して、排出から処分までの過程でより一層厳密な管理が必要となります

委託基準や保管基準については SERIES 1, 2 を参照してください。

どのような基準が課せられているか、次に見てみましょう。

特別管理産業廃棄物保管基準 (法第 12 条の 2 第 2 項)

通常の「産業廃棄物保管基準」に加え、他の物が混入する恐れがないように仕切りを設けること等、種類に応じて次に掲げる措置を講じるほか、掲示板に特別管理産業廃棄物が保管されていることが分かるように記載しなければならない (法第 12 条の 2 第 2 項 施行規則第 8 条の 13)。

イ 廃油、PCB 廃棄物	容器に入れ密封などの揮発防止措置、高温にさらされないための措置
ロ 廃酸又は廃アルカリ	容器に入れ密封などの腐食防止措置
ハ PCB 汚染物であって環境大臣が定めたもの	人の健康又は生活環境に係る被害の発生防止のため形状を変更しないこと。
ニ PCB 汚染物又は PCB 処理物	腐食防止措置
ホ 廃水銀等	容器に入れ密封、飛散流出又は揮発防止措置、高温にさらされないための措置、腐食防止措置
ヘ 廃石綿等	梱包等の飛散防止措置
ト 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物	容器に入れ密封、冷蔵する等の腐敗防止措置

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (法第 12 条の 2 第 8 項)

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。また、その管理責任者は所定の資格を有する者でなければなりません(法第 12 条の 2 第 9 項)。(設置義務違反は 30 万円以下の罰金)

第12条の2

8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

9 前項の特別管理産業廃棄物管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

<中略>

第30条5項第12条第8項又は第12条の2第8項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった者

管理責任者の役割は次のとおりです。

(環境省Webサイト「特別管理廃棄物規制の概要」による)

- ・ 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- ・ 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- ・ 適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付や保管等）

管理責任者の資格は次のとおりです。

1 感染性産業廃棄物のみ排出する事業所

特別管理産業廃棄物管理責任者の要件（感染性産業廃棄物）

イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
ロ	2年以上環境衛生指導員の職にあった者
ハ	大学、高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

2 感染性産業廃棄物以外を排出している事業所

特別管理産業廃棄物管理責任者の要件（感染性産業廃棄物以外）

	資格・学歴	修了課程	修了した 科目・学科	廃棄物の処 理に関する 技術上の 実務経験
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、 農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、 農学 これらに相 当する課程	衛生工学、化学工学 以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、 農学 これらに相 当する課程	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、 農学 これらに相 当する課程	衛生工学、化学工学 以外	5年以上
ヘ	高校・旧制中学		土木科、化学科 こ れらに相当する学科	6年以上
ト			理学、農学、工学に 関する科目 これら に相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者			

※環境衛生指導員とは、都道府県職員のうち廃棄物に関して立入検査や指導を行う者（廃棄物処理法第20条、浄化槽法第53条2項）

この表の中に「同等以上の知識を有すると認められる者」という要件がありますが、多くの都道府県や政令市では、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が開催する講習を受講し、修了試験に合格することで「同等以上の知識を有する」と認定しています。

その他の特別管理産業廃棄物に係る義務

- ・ 事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物（前年度の発生量が50トン以上）を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理計画を作成し、当該年度の6月30日までに都道府県知事等（政令市の長を含む。）に提出しなければなりません。また電子マニフェストの使用が義務づけられています。
- ・ 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、帳簿を作成し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

5. その他、注意が必要な廃棄物

石綿、水銀、感染性廃棄物については環境省がマニュアルを発行しています。必ず熟読するようにしましょう。

○石綿含有廃棄物等処理マニュアル
(第3版 令和3年3月) (令和4年11月4日一部修正)



○水銀廃棄物ガイドライン第3版
(令和3年3月)



○感染性廃棄物処理マニュアル
(令和4年11月4日一部修正)



石綿を含む廃棄物

石綿含有廃棄物の発生

建物を修繕・解体する場合には、廃棄物処理法以外に大防法や石綿則の規程を遵守する必要があります。(発注者として、施工業者に対する配慮義務等) 石綿ポータルサイトを必ず確認してください。

建築物等の解体・改修工事の
石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！
石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

事業者のみなさまへ

Point 1 2022年春から
制度が変わります

2022年4月1日以降に着手する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point 2 報告はパソコン・スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。
[石綿事前調査結果報告システム] http://lit.aisc.gov.jp/oshu_e-reporting/01_01



Point 3 事前の準備が必要ですが

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GヒズID」を取得していただく必要があります。



建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、
リフォーム、修繕などの改修工事に対する
石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(原則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物、船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

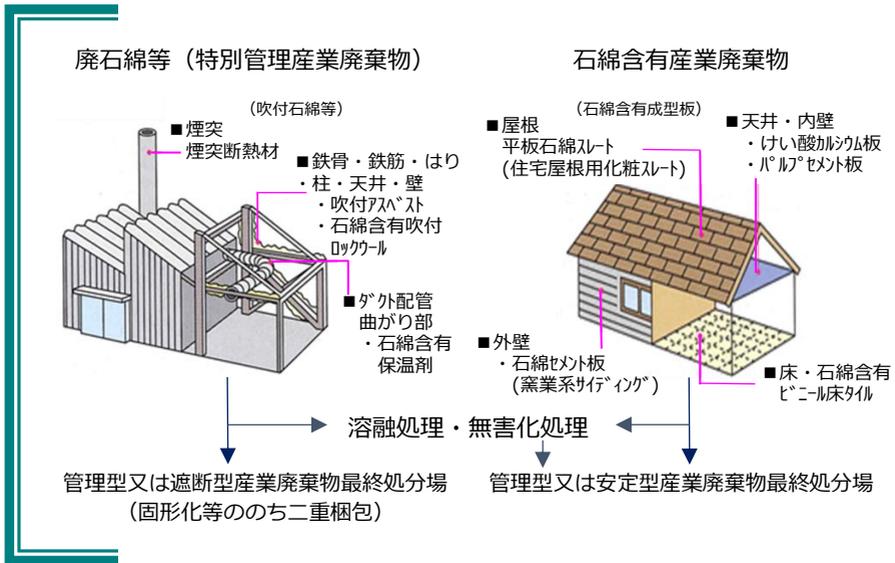
令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります



石綿含有建材の区分

吹付け石綿、飛散性の保温材などは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として取り扱わなければなりません。また、廃石綿等以外であって石綿を重量の0.1%を超えて含む建材については、特別管理産業廃棄物には該当しませんが、石綿含有産業廃棄物として他の産業廃棄物と異なる取り扱いをする必要があります。



処理の概要

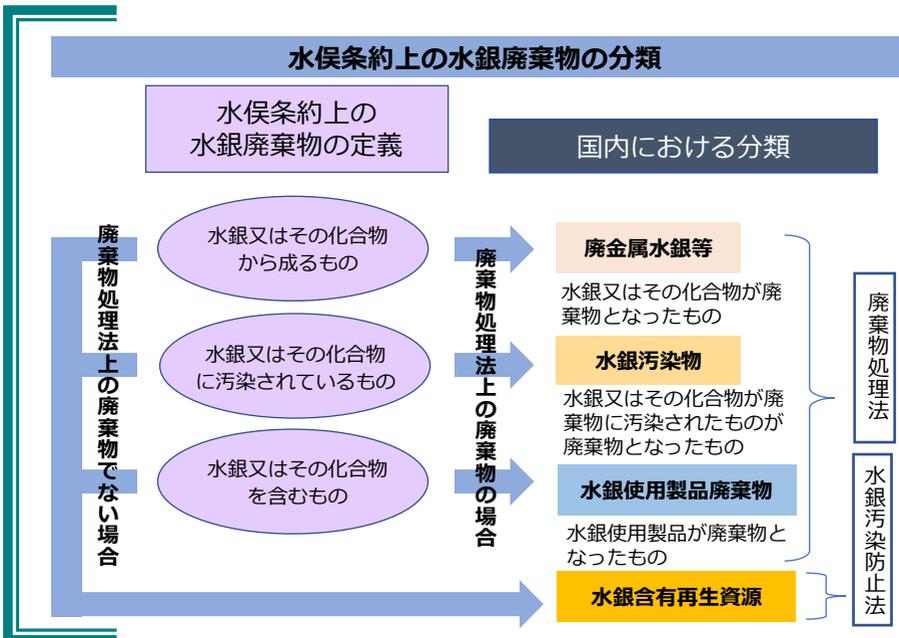
廃石綿等は特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物は、（普通）産業廃棄物の処理基準に従って処理を行う必要があります。

水銀含有廃棄物

水銀は、人への毒性や食物連鎖による野生生物への影響等から人為的な排出の削減・根絶が求められ、国際的な規制の枠組みとして「水銀に関する水俣条約」が2013年制定（2017年発効）され、日本でも廃棄物処理法施行令等の改正（2017.10.1全面施行）により、水銀規制が強化されました。ボタン型電池や体温計、蛍光灯など身近なところでも使われてきた水銀ですが、これにより新たな保管基準や委託基準等が定められました。廃棄の時には注意が必要です。

水俣条約後の水銀廃棄物の分類

水銀廃棄物の区分は右図のとおりで、廃棄物に該当するものが「廃金属水銀等」、「水銀汚染物」、「水銀使用製品廃棄物」の3種、また、廃棄物に該当しない有価物等は「水銀含有再生資源」として水銀汚染防止法で適正な管理が義務付けられました。



水銀廃棄物（産業廃棄物）の分類

従来から特別管理産業廃棄物となっているもの（特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの）に加え、新たに

① 廃水銀等

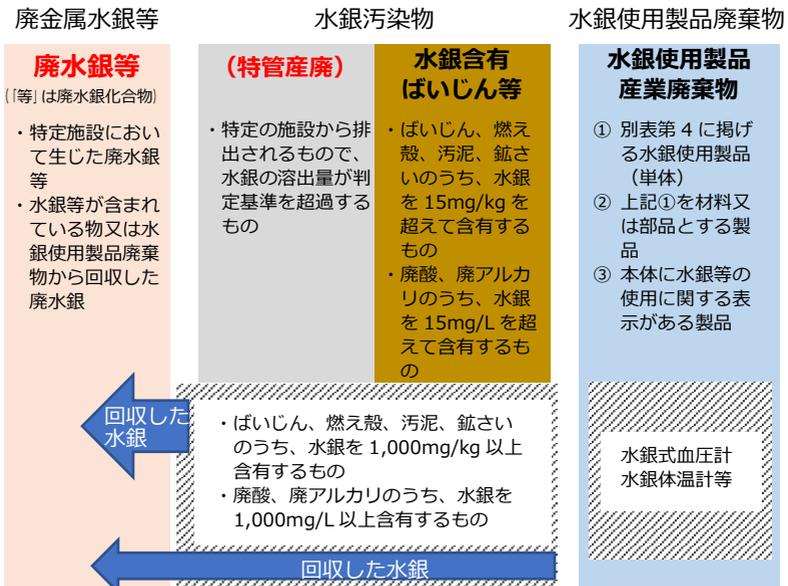
② 水銀含有ばいじん等

③ 水銀使用製品産業廃棄物

の3種が定義され（下図）、それぞれの要件、排出事業者等が保管、処理（委託を含む）する際に遵守すべき措置等が定められています。②と③は排出事業者にも関係する可能性があるため、注意が必要です。

水銀廃棄物の分類（産業廃棄物）

廃棄物処理法施行令改正により、新たに **廃水銀等**、**水銀含有ばいじん等**、**水銀使用製品産業廃棄物** を定義



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成 27 年）により新たに定義された物

赤字：特別管理産業廃棄物

斜体：例示

水銀回収義務付け対象

水銀廃棄物の該当要件

① 廃水銀等（特別管理産業廃棄物）

- ・ 特定施設（施行規則別表第1に掲げる17施設）において生じた廃水銀等
- ・ 水銀等が含まれている物又は水銀使用製品から回収した廃水銀が対象となります。

「廃水銀等」の主な保管基準、委託基準は次のとおりです。

排出事業者の 主な保管基準	<ul style="list-style-type: none">・ 保管場所の掲示板に「廃水銀等」と記載・ 密閉容器等飛散、流出、揮発防止措置・ 屋内に保管するなど高温にさらされないための措置・ 腐食防止措置
主な委託基準	<ul style="list-style-type: none">・ 「廃水銀等」の許可を受けた処理業者に委託・ 委託契約書に「廃水銀等」が含まれる旨記載・ マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載
(参考) 主な収集運搬基準	<ul style="list-style-type: none">・ 必ず運搬容器に収納する・ 容器は密閉可能で収納しやすく損傷しにくいものとする

また、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任（資格要件あり）、運搬・処分
の帳簿を作成（毎年作成し5年間保存）が必要

② 水銀含有ばいじん等(普通産廃)

水銀又はその化合物に汚染された産業廃棄物（燃え殻、鉍さい、ばいじん、
汚泥、廃酸、廃アルカリ）のうち特管産廃以外のもので、水銀の含有量が下
図「水銀含有ばいじん等の対象」に該当するものが対象となります。

廃棄物の種類	「水銀含有ばいじん等」の対象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀(注)を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀(注)を15mg/Lを超えて含有するもの

(注)水銀化合物に含まれる水銀を含む

なお、以下の鉍さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリは従来どおり特管産
廃なので、「水銀含有ばいじん等」から除外される。

廃棄物の種類	従来からの水銀に係る特管産廃の対象
鉍さい、ばいじん、汚泥	特定施設(注1)から排出されるもので、アルキル水銀化合物が検出されるもの又は水銀(注2)を0.0005 mg/Lを超えて溶出するもの
廃酸、廃アルカリ	施行令で定める施設(注1)から排出されるもので、アルキル水銀化合物が検出されるもの又は水銀(注2)を0.05 mg/Lを超えて溶出するもの

(注1)環境省編 水銀廃棄物ガイドライン第3版 p47 の表4.1.1「特別管理産業廃棄物の特定施設」を参照

(注2)水銀化合物に含まれる水銀を含む

「水銀含有ばいじん等」の主な保管基準、委託基準は次のとおりです。

排出事業者の 主な保管基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所の掲示板に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨記載(例えば「汚泥(水銀含有ばいじん等)」)
主な委託基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「水銀含有ばいじん等」の許可を受けた処理業者に委託 ・水銀回収が義務付けられているものは、水銀回収が可能な業者に委託 ・委託契約書に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨記載 ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「水銀含有ばいじん等」と記載しその数量を記載
(参考) 主な収集運搬基準	<p>特段の規定はないが、ガイドラインで以下の記載あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揮発防止のために必要な措置(蓋つきの容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等) ・高温にさらされないために必要な措置

③ 水銀使用製品産業廃棄物(普通産廃)

「水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの」で、水銀電池や蛍光灯など事業所でも馴染みのものもあと思います。

下表に掲げる各製品、同製品の組込製品（組込製品欄に×印があるものは対象外）、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品が対象となります。

	製品名	組込製品	回収対象	製品名	組込製品	回収対象
1	水銀電池		23	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光灯及びHIDランプを含む。）を除く。）	×	○
2	空気亜鉛電池		24	水銀抵抗原器		
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	25	差圧式流量計		○
4	蛍光灯 （冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む）	×	26	傾斜計		○
5	HID ランプ （高輝度放電ランプ）	×	27	水銀圧入法測定装置		
6	放電ランプ（蛍光灯及びHID ランプを除く）	×	28	周波数標準機	×	
7	農薬		29	ガス分析計（水銀を標準物質とするものを除く。）		
8	気圧計		30	容積形力計		○
9	湿度計		31	滴水水銀電極		○
10	液柱形圧力計		32	参照電極		
11	弾性圧力計 （ダイヤフラム式のもの）	×	33	水銀ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）		
12	圧力伝送器 （ダイヤフラム式のもの）	×	34	握力計		○
13	真空計	×	35	医薬品		
14	ガラス製温度計		36	水銀の製剤		
15	水銀充満圧力式温度計	×	37	塩化第一水銀の製剤		
16	水銀体温計		38	塩化第二水銀の製剤		
17	水銀式血圧計		39	よう化第二水銀の製剤		
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤		
19	顔料	塗布されるものに限り×	41	硝酸第二水銀の製剤		
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）		42	チオシアン酸第二水銀の製剤		
21	灯台の回転装置		43	酢酸フェニル水銀の製剤		
22	水銀トリム・ヒール調整装置					

備考：回収対象欄に○印のあるものは、水銀の回収が義務付けられている製品
それぞれの製品に関する個別情報や組込製品例等については、環境省編「水銀廃棄物ガイドライン第3版」を参照。

「水銀使用製品産業廃棄物」の主な保管基準、委託基準は次のとおりです。

<p>排出事業者の 主な保管基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕切りを設ける等ほかのものと同じしない ・保管場所の掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨記載(例えば蛍光灯であれば「ガラスくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物)」)
<p>主な委託基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を受けた処理業者に委託 ・水銀回収が義務付けられているものは、水銀回収が可能な業者に委託 ・委託契約書に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨記載 ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と記載しその数量を記載
<p>(参考) 主な収集運搬基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・破損を防止するための措置 ・仕切りを設ける等で他のものと混合させない

■参考

「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」や「汚泥」、「ばいじん」等のような廃棄物の種類(品目)ではなく、各品目の限定条件を表す言葉。マニフェストには、「ガラスくず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)」などと記載する。

水銀回収の義務付け

1. 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別ができない一部の製品を除きます)



例：一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等

2. 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

3. 廃水銀等

① 特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査室に属する施設、保健所等

② 水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※ 廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み

詳細は「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください
(水銀廃棄物ガイドライン第3版) (法令和3年3月)

感染性廃棄物

感染性廃棄物とは

医療関係機関等から排出される「感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」（法施行令別表第1）で、排出されている「施設」と「感染性」から判断されます。

対象となる施設は医療関係機関等※で、これ以外(家庭等)から排出される感染性の廃棄物は、法上感染性廃棄物に該当しません。

※病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）（施行令別表第1の4の項、施行規則第1条第7項）

「感染性」は、形状、排出場所、感染症の種類観点から判断され、判断できない場合は医師等の判断によります。なお、鋭利なものは非感染でも感染性廃棄物と同等の扱いとなります（別表1）。

「感染性廃棄物」は、「特別管理廃棄物」の一つで、その有害特性から普通の廃棄物と異なる特別の基準で処理される必要があります。「感染性廃棄物」は産業廃棄物と一般廃棄物に分かれます。

「感染性産業廃棄物」と「感染性一般廃棄物」

注射針やメス、血液、レントゲン定着液など「金属くず」、「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」、「廃アルカリ・廃酸」、「汚泥」などの項目に該当するものは産業廃棄物、ガーゼや包帯などは一般廃棄物です（別表2）。しかし、實際上分別が不可能な場合が多く、法上それら（感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物）を区分しないで収集運搬、処理を行うことができるとしており（法律第14条の4第17項）、一般に感染性産業廃棄物処理の許可を有する処理業者が処理を行っています。

感染性廃棄物の保管や処理は厳密に

医療関係機関等では、医療系のごみと事務系のごみを分別し、感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物を区分（保管は仕切りを設ける等）することが求められます。

保管は、堅牢で遺漏のない容器(バイオハザードのマーク付きを推奨)に密閉するなど、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選び、飛散・流出や腐敗防止等し、保管場所は囲いを設け、感染性廃棄物である旨等を表示(縦横 60cm 以上)します(別表 3)。

感染性廃棄物は、原則として施設内で焼却、滅菌等を行い感染性を失わせます（非感染性廃棄物として処分できる）(別表 3)。処理を委託する場合は、感染性産業廃棄物の許可を有する処理業者に運搬、処理を委託します。

（具体的な管理、保管、処理等は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(R4.6 環境省)による)



バイオハザードマーク

- ①液状又は泥状
（血液等）→赤
- ②固形状
（血液が付着したガーゼ等）→橙色
- ③鋭利なもの
（注射針等）→黄色
- ④分別排出困難物→黄色

その他に必要なこと

感染性産業廃棄物を排出する医療機関等は、他の特別管理産業廃棄物と同様の義務

- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(法第 1 2 条の 2 第 8 項)
- ・ 帳簿作成と保存(同左第 1 4 項)
- ・ 処理計画の提出及び実施状況の報告
（感染性廃棄物 50 トン/年以上排出 法第 1 2 条の 2 第 1 0 項、第 1 1 項）
- ・ 電子マニフェストの使用（感染性廃棄物 50 トン/年以上排出 法第 1 2 条の 5 第 1 項）
が課せられます。

別表 1 感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、1、2又は3によるものとする。

1 形状の観点

(1)血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）

(2)手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）

(3)血液等が付着した鋭利なもの

(4)病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

2 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

3 感染症の種類

(1)感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの

(2)感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

別表2 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種 類	例
燃え殻	焼却灰
汚泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
産 業 廃 棄 物 廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

別表 3 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理

①分別	感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出するものとする。
②梱包	感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉しなければならない。 ・密閉できること、・収納しやすいこと、・損傷しにくいこと
③施設内における移動	感染性廃棄物の施設内における移動は、感染性廃棄物が入っている容器を密閉して、移動の途中で内容物が飛散・流出する恐れがないように行うものとする。
④施設内における保管	1 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間とする。 2 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外が立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区分して保管しなければならない。 3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱の注意事項等を記載しなければならない。
⑤表示	感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。 非感染性廃棄物を収納した容器には、必要に応じて非感染性廃棄物であることを表示を行うことを推奨する。
⑥施設内における中間処理	感染性廃棄物は、原則として、医療機関等の施設内の焼却設備で焼却、溶融設備で溶融、滅菌装置で滅菌又は肝炎ウイルスに有効な薬剤又は過熱による方法で消毒（感染症法その他の法律に規定されている疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒）するものとする。

出典：別表 1, 2, 3いずれも「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」
(2022年6月環境省環境再生・資源循環局)

指定有害廃棄物

法第16条の3に「指定有害廃棄物の処理の禁止」という規定があります。何人も政令に定める方法を除き、処理をしてはならない・・・という少し奇妙な規定です。

指定有害物質は「人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」で、現在、「硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって著しい腐食性を有するもの：pH2.0以下）」が政令で指定されています。

硫酸ピッチについては、政令で定める特別の基準による場合を除き、保管、収集、運搬又は処分をすることはできません。

硫酸ピッチ

2000年代当初、軽油販売に係る軽油引取税を逃れるための密造が横行し、副産物である硫酸ピッチが放置される事件が頻発し社会問題となりました。硫酸ピッチは廃硫酸と廃炭化水素油の混合物で、不正軽油を密造する際にA重油及び灯油に含まれている識別剤クマリンを除去する目的で濃硫酸による処理を行う工程で発生します。

CHAPTER 8

オフィス家電の処理

商店や事務所、工場には、テレビ、冷蔵庫、パソコン、コピー機、電卓など様々な家電製品があります。これらはほとんどの場合、廃棄する時は産業廃棄物として処理しなければなりません（産業廃棄物である「廃プラスチック類」や「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」などを含んでいるため）。

そして、それぞれ処分する際のルールがあります。

不法投棄はもってのほか。それぞれのルールに従って適正に処理しましょう。これらの製品は、金や銀、レアメタルなどの有用金属を含んでいることもあり、いわば「都市鉱山」として回収・リサイクルされることも期待されます。

これらの製品（ここでは便宜上「オフィス家電」と呼びます。）について、以下の分類に従ってそれぞれの処分のルールを確認しましょう。

- 1 テレビ、エアコン、冷凍・冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機
（家電リサイクル法4品目）
- 2 業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵庫
- 3 パソコン
- 4 小型家電（デジカメ、スマートフォン、電子辞書、電源アダプタ等）
- 5 コピー機、工作機械等

1. テレビ、エアコン、冷凍・ 冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機 (家電リサイクル法4品目)

事務所で使われている家庭用の電気製品(テレビ、エアコン、冷凍・冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目)を処分する際のルールです。これらは「家電リサイクル法」の対象となるので、同法のルールに従います。

事業者が処分する時は、①又は②が基本でそれが出来ない場合は③となります。

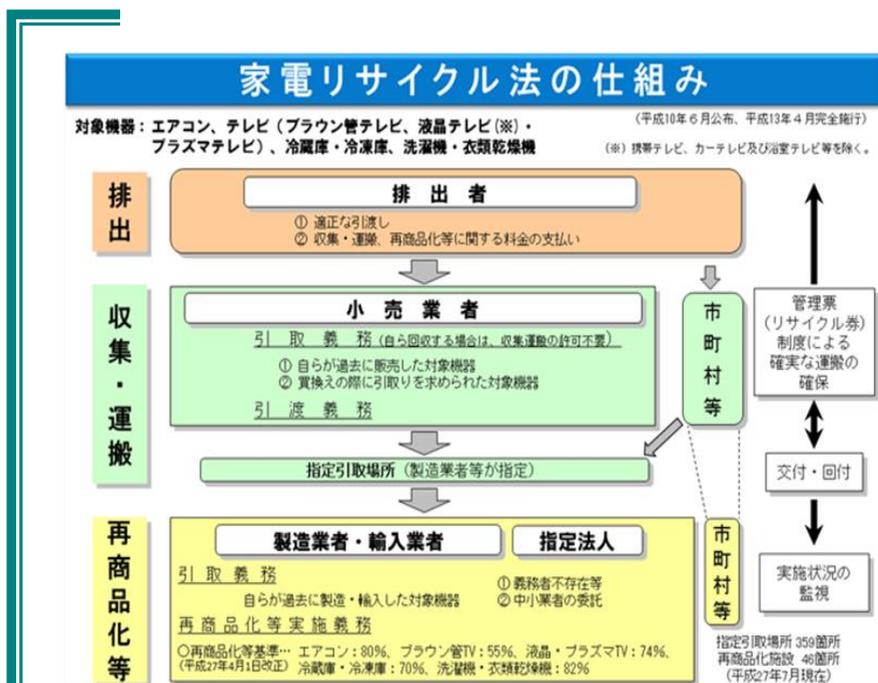
- ① 新しい製品に買替える際、新しい製品を購入する小売業者に引取を依頼する。
- ② 処分する製品を購入した小売業者に引取を依頼する。
- ③ 産業廃棄物収運業者に委託し指定引取場所へ運搬し(又は自ら運搬し)、製造業者等へ引き渡す。
- ④ 廃棄物処理法に基づき、適正に処理することができる産業廃棄物処分許可業者により処分する。

①買い替える小売業者又は ②購入した小売業者に引き渡す

①又は②の処分方法が基本です。

家電リサイクル法では、購入した小売業者と買換えをする小売業者に対し引取の義務を課しており、これが最も一般的かつ適切な方法といえるでしょう。この場合、「家電リサイクル券」により運搬等の処理の過程が管理されるので、通常の産業廃棄物のような委託契約書の締結、マニフェストの交付といった手続きは不要です。

なお、処分に当たっては、原則として、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。これは、各家庭で処分するときと同じですね。



(環境省ホームページ)

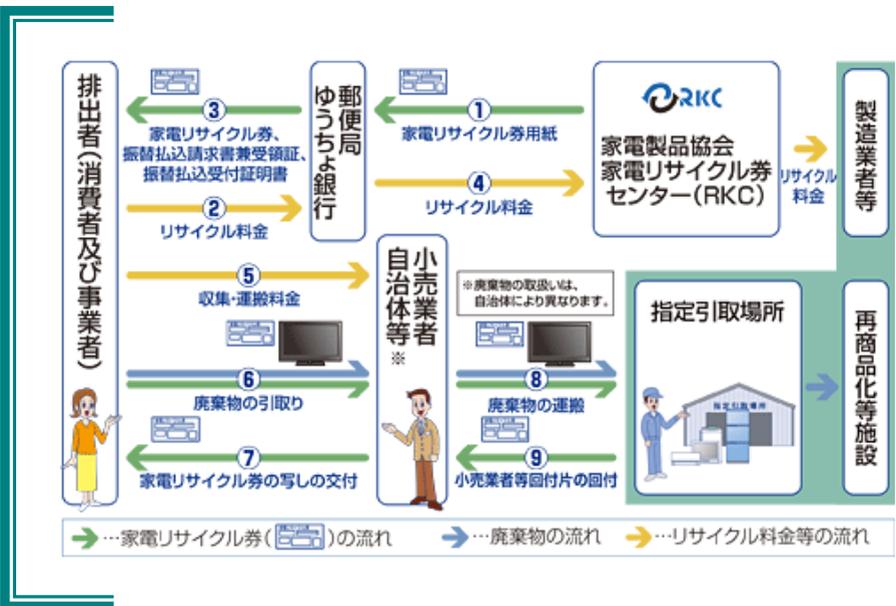
③指定引取場所に運搬する

①又は②の方法が出来ない場合の方法として③があります。

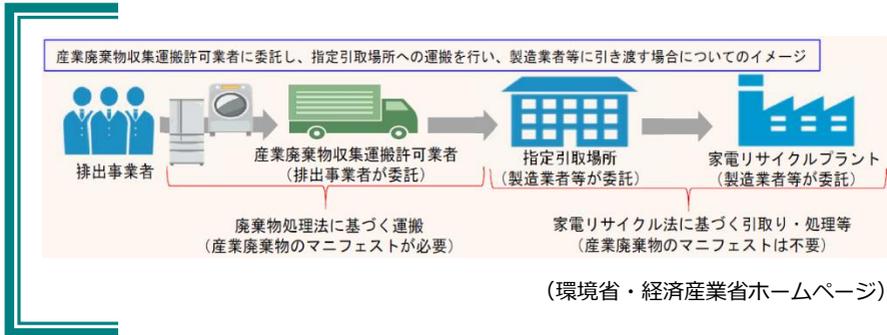
この場合、郵便局でリサイクル料金（機器の製造業者等ごとに定められている料金）を支払い、家電リサイクル券(料金郵便振込方式)（家電品1台につき1枚）を入手し、指定引取場所に運搬します。

詳細は次のサイトをご覧ください。家電リサイクル券(料金郵便振込方式)の料金や記入方法、指定引取場所一覧などが記載されています。

一般社団法人家電リサイクル券センター<https://www.rkc.aeha.or.jp/>
 一般財団法人 家電製品協会 <https://www.aeha.or.jp/>



なお、「指定引取場所」への搬入は自ら行うか、又は収集運搬業者に委託することが考えられます。産業廃棄物収集運搬業者に運搬を委託する場合は、指定引取場所までの収集運搬について委託契約書の締結と manifests の交付が必要となります。



以上が家電リサイクル法 4 品目の処分方法となりますが、法律上は④の方法 (家電リサイクル法のルートによらず、適正に処理できる産業廃棄物処分業者に処分を委託する方法) も認められています。

この場合、廃棄物処理法では家電 4 品目の処分方法を定めているため※、同法に定める処分が行われる処分業者か確認する必要があります。また産業廃棄物の処分なので、委託契約書の締結、manifests の交付等も当然必要となります。

※「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成 11 年 6 月 23 日厚生省告示 148 号)

最後に廃棄する際の注意事項です。

- ・冷蔵庫内等の異物を事前に除去すること。生ごみ、カン、ビンなど異物が入っているとリサイクルの障害になる。
- ・有価物として譲渡しているつもりでも、リユース品として市場性がない場合、廃棄物に該当すると判断される。家電リサイクル法に基づいた扱いが必要(「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」(H24.3.19 環境省通知))。
- ・事業所の解体工事の際にできる廃家電は、解体工事の元請業者ではなく、当該建築物の所有者に処理責任がある。解体工事前に、所有者が適切に廃棄すること。

2. 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(フロン排出抑制法が適用)

「1」の家電リサイクル法に該当しない業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器※を廃棄する場合は、フロン排出抑制法に基づいて、まずフロン類を回収する必要があります。フロン類は二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果ガスです。地球温暖化防止やオゾン層保護のため、冷媒として使用されているフロン類の回収は不可欠です。このためフロン排出抑制法が改正(2020年施行)され、フロン類が充填されている業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の処分についても規制が強化され、よりしっかりした管理が求められるようになりました。

※家電リサイクル法は「家庭用」の機器が対象(ただし家庭用の機器を業務用として使用していたものも対象)。それ以外が「業務用」となるが、判断が難しい場合は、型名や型式番号を確認の上各製造業者等に問い合わせてください。

最初にフロンを回収、次いで処分

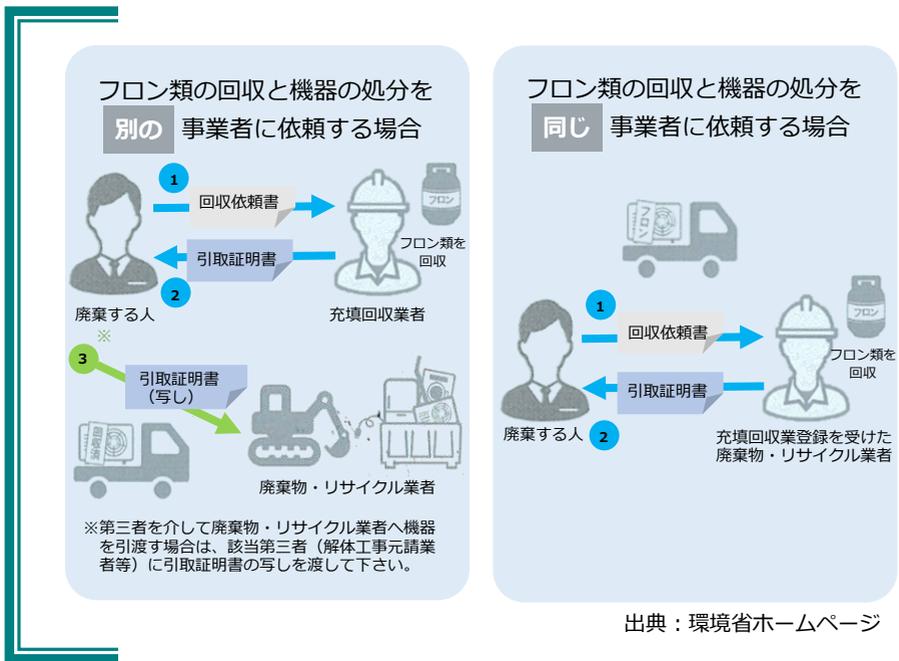
業務用エアコン・冷凍冷蔵機器は、処分に先立ちフロン類を回収します。フロン類の回収は、都道府県に登録されている「フロン類充填回収業者」に依頼しなければなりません。またフロン排出抑制法の規制強化により、フロン類を回収した「引取証明書」の写しがない場合は廃棄物処理業者に処分を委託することはできません。

各都道府県の第一種フロン類充填回収業者登録簿は環境省のホームページのリンク等が便利です。

<https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

フロン類が使われている業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の処分フローについて確認しましょう。

- ①フロン類の回収を充填回収業者に依頼する
- ②充填回収業者から「引取証明書」を受け取る（3年間保存）
- ③廃棄物処理業者に機器を引き渡す際に、「引取証明書」の写しを渡す



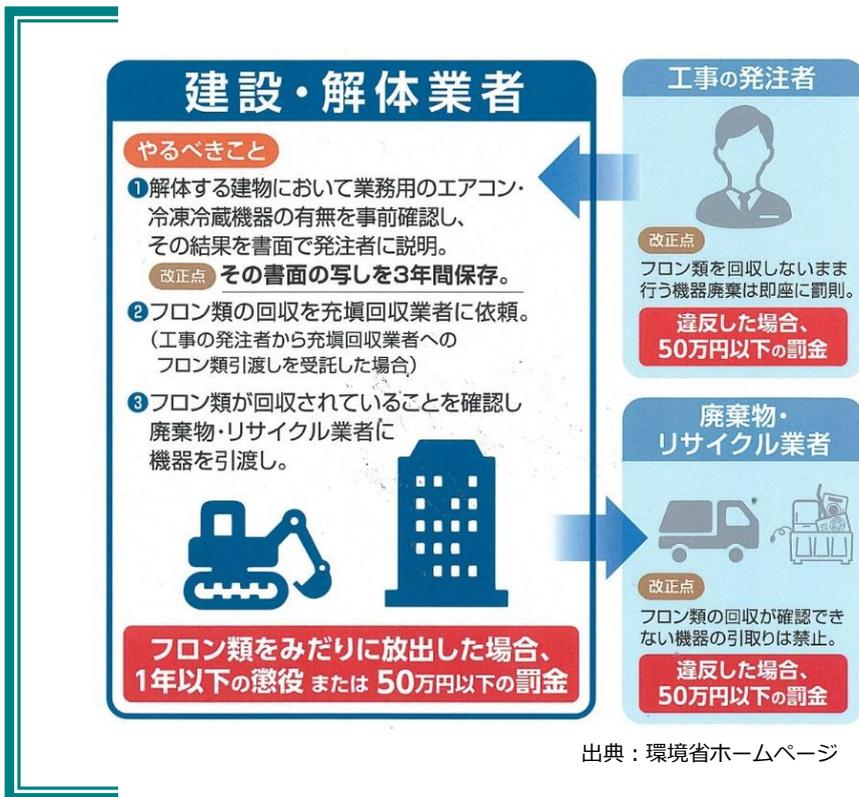
フロン類を回収せず廃棄した場合は、刑事罰（50万円以下の罰金）が科せられます。

フロン類の回収後は、産業廃棄物(例えば金属くず及び廃プラスチック類の混合物)として処理業者に処理を委託します。

建物の解体時は、解体工事元請業者は機器の確認義務、機器所有者がフロン回収の義務

建築物等の解体工事の元請業者は、業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の有無について確認し、その結果を書面（事前確認書）により工事発注者に説明しなければなりません（書面写しを3年間保存）。

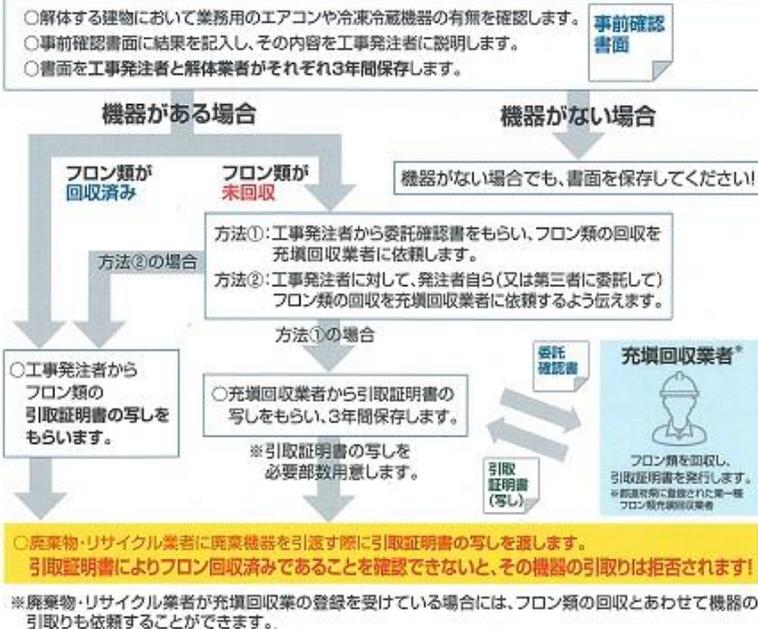
確認の結果、業務用エアコン・冷凍冷蔵機器があった場合、機器の所有者（工事発注者等）が費用を負担して、自ら又は他の者に委託して、フロン類充填回収業者にフロン類を回収してもらわなければなりません。



出典：環境省ホームページ

建築物等の解体工事におけるフロン回収のフローを示します。

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……



出典：環境省ホームページ

最後に、この法律上機器所有者（解体工事発注者）に課せられている義務を整理します。

- 業務用エアコン冷凍冷蔵機器の廃棄の際のフロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し
→ フロン類充填回収業者にフロン類を直接引き渡す場合は「回収依頼書」を交付
→ 解体業者等にフロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は「委託確認書」を交付
- 解体工事元請業者が行う機器の有無の確認（事前確認）への協力
- フロン類充填回収業者に対するフロン類の回収等の料金の支払い
- 所定の期間内（解体工事：90日以内）に、フロン類充填回収業者からの「引取証明書」の交付がなかった場合や、虚偽の記載があった場合には知事へ報告
- 「回収依頼書」又は「委託確認書」の写し、「引取証明書」の保存（3年）

3. 事業系パソコン

事業系パソコンの処理の流れ ((一社)パソコン3R推進協会のホームページを基に作成)

オフィスなど事業所のパソコンは産業廃棄物であり、家庭用のパソコンと処理の方法が異なります。事業系のパソコンについては、各パソコンメーカーが使用済みパソコンをリサイクルするシステムを構築しています。

処理手順は、見積提示→契約→回収・搬送→回収センターとなりますが、具体的には各メーカーの窓口にご相談しましょう。

また(一社)パソコン3R推進協会では参加する約30社のパソコンメーカーに代わり回収をしています。詳細はホームページで確認してください。 <https://www.pc3r.jp/>

なお、通常、パソコンメーカーは環境省の広域認定※を受けており、排出事業者は Manifest の起票・管理や産業廃棄物処理に係る年間実績報告が不要となります。

※「広域認定」とは、廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者(製造事業者等)が広域的に行うことにより、廃棄物の減量や適正処理が確保されることを目的とした制度。製造事業者等は、製品の性状・構造を熟知していることから、高度な再生処理等が期待できる。環境大臣の広域認定を受けると Manifest 不要等のメリットがある。

不用なパソコンは、宅配便で回収致します。パソコンはダンボール梱包してください。宅配便で回収します。当協会(PC3R)はパソコンメーカーの業界団体として環境省の産業廃棄物広域認定を受けています。広域認定によるパソコンリサイクルでは産業廃棄物管理票(Manifest)は不要です。

事業系 PC リサイクルの手順

1. 見積・ご契約



見積ご依頼、ご確認、ご契約はインターネットでお願いします。ご契約は Web 上での電子承認です。

2. データ消去



お客様がデータ消去してください

3. 梱包



当協会指定の宅配便で輸送するため、お客様が1台ずつダンボール梱包をしてください。梱包表面の見やすい場所に当協会から郵送された輸送伝票をA4サイズのまま貼り付けてください。

4. 回収・再資源化処理



当協会指定の、広域認定の輸送業者が宅配便で回収します。梱包、及び輸送伝票の貼付後、輸送業者に希望回収日を連絡してください。輸送業者が回収に伺いますので、廃棄するパソコンを引き渡してください。回収した機器は広域認定の再資源化処理施設で物理的に破壊して、金属やプラスチック等の有用な資源に再生します

5. ご請求



請求書を発行します。(請求書は Web 上での PDF 閲覧となります)

6. 報告書発行



完了報告、廃棄証明となる資産減却報告書を発行します。(報告書は Web 上での PDF 閲覧となります)

当協会は「事業系 PC 小口回収スキーム」に参加するパソコンメーカー約30社に代わり、業務でご使用済みのパソコンをリサイクル(再資源化)します。

4. 小型家電

(デジカメ、スマートフォン、電子辞書、電源アダプタ等)

通常の生活に使われる家電 28 品目が対象

使用済み小型家電については、小型家電リサイクル法（「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」）のルールが適用されるので、まず同法が適用される家電かどうか確認する必要があります。

小型家電リサイクル法の対象 28 品目

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------------|
| 1 電話機・FAX 等 | 16 フィルムカメラ等 |
| 2 携帯電話・PHS・AC アダプタ等 | 17 炊飯器・電子レンジ等 |
| 3 ラジオ等 | 18 扇風機・除湿器等 |
| 4 デジタルカメラ・ビデオカメラ・DVD レコーダー等 | 19 アイロン・掃除機等 |
| 5 デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット等 | 20 こたつ・電気ストーブ等 |
| 6 パソコン等 | 21 ヘアドライヤー・電気かみそり等 |
| 7 ハードディスク・USB メモリ等 | 22 マッサージ機等 |
| 8 プリンター等 | 23 ランニングマシン等 |
| 9 ディスプレイ等 | 24 電気芝刈り機等 |
| 10 電子書籍端末等 | 25 照明機器等(蛍光灯除く) |
| 11 電動モシン等 | 26 デジタル時計等 |
| 12 電動ドリル等 | 27 キーボード・エレキギター等 |
| 13 電卓等 | 28 ゲーム機等 |
| 14 ヘルスメーター等 | (付属品 (リモコン、AC アダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等) も対象) |
| 15 電動式吸入器等 | |

この法律は「一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具」が対象なので、業務用のコピー機や工作機械などは対象外です。またテレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機の家電4品目は家電リサイクル法の対象なので、この法律では対象としていません。なお、前回説明した「パソコン」もこの小型家電の範疇にはいるのですが、独自の回収ルートがあるので別に記載しました。

小型家電は「認定事業者」に引渡す

家庭から排出される小型家電については、市町村が設置する回収ボックスや集積場に持っていくことができますが、これは家庭から排出されるものに限られるので、事業系は利用することはできません。

事業系の使用済み小型家電は、認定事業者（小型家電リサイクル法に基づき国が認定）に引き渡すことが原則になります。認定事業者は、情報漏洩対策等企業情報にも配慮してリサイクルし、鉄、アルミ、金などの有用金属を回収します。

認定事業者は環境省のサイトにより確認できます。

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

認定事業者に引き渡すことが困難な場合は、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託します（品目は材質に応じ廃プラ、金属くず、ガラス・陶磁器くず等に該当）。小型家電リサイクル法では、「事業者の責務」として、「再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない」（同法第7条）とされており、リサイクルできる処理業者に引き渡すことが求められています（努力義務）。

いずれの場合も産業廃棄物の処理委託なので、委託契約書の締結やマニフェストの交付が必要です。

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行について(通知)」
平成25年3月8日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長(抜粋)

事業者は、使用済小型電子機器等を分別して排出し、認定事業者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないこと(法第7条)。その際には、廃棄物処理法第12条第5項及び第6項、第12条の3等、廃棄物処理法の規定を遵守して委託する必要がある、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付又は電子マニフェストの使用が必要となること。なお、「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」とは、認定事業者と同等以上に適切な再資源化を実施することができる者をいい、具体的には、規則第4条及び第6条に照らす等して、事業者の責任で判断する必要があること。

「無許可」の回収業者は利用しない！

不用品回収をうたって不適法に使用済小型家電を回収する業者に注意してください。

環境省も次のように訴えています。(環境省パンフレットを転写)

 **産業廃棄物となる小型家電を排出するときは許可業者との委託契約やマニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付が必要です！**

産業廃棄物を不適正な事業者へ処理委託すると、排出事業者の責任を問われます！

引き渡し先が適正な処理を行う事業者か確認しましょう！

- ① 委託契約は必ず書面で行いましょう。
- ② 「壊れていても買います」などの不審な宣伝文句を使っている事業者には注意しましょう。
- ③ どこで、どのように小型家電が処理されているか、ルートを追って処理の状況を最後まで確認しましょう。

…こんな事業者に注意!!…



街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告

【参考】

小型家電リサイクル法の概要：

https://www.env.go.jp/council/03recycle/y038-13/mat01_1.pdf

小型家電リサイクル法(排出事業者向け)パンフレット：

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/pam-kig.pdf>

5. コピー機（複合機）

リース機器はリース契約のルールに従う

コピー機や複合機（コピーのほか FAX、スキャナー、プリンター等の機能を備えたもの）など、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法等の対象とならないものを廃棄する場合は、産業廃棄物として処理業者に処理を委託することになります。

コピー機や複合機については、リースにより導入されているケースが多く、その場合、その処分についてもリース契約に従って行うこととなります。リース契約でコピー機等がリース会社に所有権がある場合、無断で処分することはできません。まずはリース会社に相談しましょう。

コピー機等の事務機器はメーカーのリサイクルルートに乗せる

購入したコピー機や複合機を処分する場合は、メーカーに回収を依頼します。多くのメーカーが廃棄物処理法に基づく広域認定*を取得し、コピー機などの事務機器を回収しリサイクルする体制を確立しています。このルートに乗せて処分するのが最も確実で信頼できる、適切な方法といえるでしょう。広域認定制度では manifests は不要とされていますので、処分の際の manifests の交付が不要になります（ただし委託契約は必要）。

* 広域認定制度： メーカーが製造した製品が廃棄物になった場合に、拡大生産者責任の考え方から、メーカーが主体となってその製品も処理を広域的に行う制度。製品の性状・構造を熟知しているメーカーが処理を担うことにより、効率的で高度な再生利用の実施や、リサイクルが容易な製品設計への反映も期待できる。

6. 乾電池等

事業所の廃乾電池等は産業廃棄物

事業所から排出される電池の処分について考えてみましょう。

事業場から排出される廃電池やボタン電池、小型充電式電池等は産業廃棄物（金属、汚泥等の混合物）に該当するので、一般家庭のように自治体の集積所等に持ち込むことはできず、産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。

各種電池の処分については、(一社)電池工業会の「処理とリサイクル」に記載されています。

その区分

- ①乾電池・リチウム一次電池
- ②ボタン電池
- ③小型充電式電池
- ④自動車用電池
- ⑤産業用蓄電池

に従って処分方法を整理します。

(一社)電池工業会 <https://www.baj.or.jp/battery/recycle/recycle02.html>

① 乾電池・リチウム一次電池

廃乾電池は、「金属くず（亜鉛缶、鉄外装）」と「汚泥（二酸化マンガン、塩化亜鉛等）」の混合物の産業廃棄物に該当すると考えられます。これらの許可を有する処理業者、特に処分業者については、「廃電池」の許可を有する者に委託することになります。

廃乾電池等のリサイクルシステムは既に構築されており、家庭から出る廃乾電池等（一般廃棄物）は市町村等で回収され、リサイクル施設に送られています。事業所から排出される廃乾電池等(産業廃棄物)についても、「廃電池」を扱うことができる処理業者に委託すれば、リサイクルが可能となります。

アルカリ乾電池・マンガン乾電池



リチウム一次電池（円筒形）



リチウム一次電池（コイン形）



電池工業会のホームページから。

廃棄に当たっては、電池の端子部分をテープで貼り絶縁することが求められている。

現在は乾電池に水銀は使用されていませんが（マンガン乾電池は 1991 年、アルカリ乾電池は 1992 年から不使用）、水銀が使用されている廃乾電池がある場合、それらは「水銀使用製品産業廃棄物」に該当するため注意が必要です（CHAPTER 7 5 参照 「廃電池」の処理の許可を有し水銀を回収できる処分業者に委託する。）

② ボタン電池

腕時計、電子体温計、補聴器などに使われているボタン電池は、(一社)電池工業会が回収・リサイクルシステムを構築しており、電気店、スーパー、ホームセンターなどの回収協力店に「ボタン電池回収缶」が置かれています。ボタン電池については今なおごく微量の水銀が使用されておるものがあることから、その適正処理のために行われています。

事業所から排出されるボタン電池については産業廃棄物に該当するため、「①乾電池・リチウム一次電池」と同様に、「廃乾電池」の許可を持つ処理業者に委託することとなります。



③ 小型充電式電池

小型充電式電池は充電して繰り返し使用できる電池で、「充電電池」、「二次電池」とも呼ばれています。ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などに分類され、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、コードレスタイプの掃除機など数多くの小型電気製品に使用されています。



小型充電式電池にはこれらのリサイクルマークが付いている

小型充電式電池	+極	-極	性能	用途	再利用できる金属
ニカド電池	ニッケル	カドミウム	強力なエネルギーと充電・放電を繰り返して使える経済的な電池	誘導灯 電動工具 ライト	 ニッケル 鉄 カドミウム
ニッケル水素電池	ニッケル	水素吸蔵合金	ニカド電池より高容量で繰り返して使える	トランシーバー 電動アシスト自転車 ポータブル端末	 ニッケル 鉄
リチウムイオン電池	コバルト酸リチウム	炭素材	軽量で 3.6~3.7V の高電圧が出せるのが特徴	ハンディーターミナル ノートパソコン など	 コバルト 鉄 アルミ 銅

小型充電式電池の種類と特徴（JBRC のホームページより）

小型充電式電池については、資源有効利用促進法に基づき、電池メーカーや使用機器メーカーなどに小型充電式電池の回収・再資源化が義務付けられており、（一社）JBRC が回収・リサイクルを行っています。

事業所から排出される小型充電式電池を処分する場合は、JBRC のサイトにおいて排出事業者登録をした上で、回収・処分を依頼します。

この場合、JBRC は廃棄物処理法に基づく広域認定を受けているため、マニフェストの交付義務は免除されます（ただし処理委託契約書は必要。様式等は JBRC に確認）。

回収された充電式電池は、解体・分離、熱処理等の工程を経て、ニッケル、鉄、カドミウム、コバルトなどの資源に再生されます。

なお、充電式電池が内蔵され取り外すことができない小型家電については、充電式電池を装着したまま小型家電として処分します。



「小型充電式電池」を
機器から取り外してください

事業者の場合

<p>ニカド電池</p> <p>掃除機 電動ドリル</p>	<p>ニッケル水素電池</p> <p>ハンディターミナル 電動工具</p>	<p>リチウムイオン電池</p> <p>ノートパソコン</p>
-------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------

絶縁
のお願い



ショートのおそれがありますので
⊕極、⊖極の金属端子部を絶縁テープで絶縁してください。

電池の種類ごとに分類*

ペール缶に、複数種類の電池を入れる場合は
電池種類名を明記したポリ袋等に入れ、
ペール缶内で区分けしてください。

10~20kg単位で
梱包してください

●「回収依頼」は事前の排出者登録
が必要です。登録方法はP13を
ご参照ください。



事業者のみなさま 使用済みリチウムイオン電池は 分別して適切に排出してください

ぼくら本当に発火しちゃいますから！
本当まじ勘弁だっつーの！



動画
公開中



不要になったリチウムイオン電池・
電池使用量器具は、
【事務所・工場】分別して、処理が可能な
産業廃棄物処理業者等に委託してください。
ご家庭にお住まいの市町村のごみ
捨てルールに従って、捨ててください。

環境省

事業者の場合のリサイクル方法 (JBRC のホームページから)

④ 自動車用電池 ⑤ 産業用蓄電池

④と⑤は「オフィス家電」とは言い難いのですが、それぞれの処分方法が定められています。

④の使用済み自動車用鉛蓄電池については(一社)鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)*1が、⑤の産業用蓄電池については蓄電池メーカー各社*2が、それぞれ廃棄物処理法に基づく広域認定を取得し、回収・リサイクルシステムを構築しています。

*1 SBRAのサイト→<http://www.sbra.or.jp/index.html>

参考：廃蛍光灯の処分

オフィス家電ではありませんが、オフィスから廃棄される「廃蛍光灯」についても整理しておきましょう。

通常、蛍光灯には水銀蒸気が封入されています。水銀を含む廃蛍光灯は「水銀使用製品産業廃棄物」に該当するため、他の産業廃棄物と区別し、破損等のないよう保管するとともに、適正に処理しなければなりません。

産業廃棄物の種類としては「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（蛍光物質が塗布されたガラス管）」と「金属くず（両端の電極）」の混合物になります（構成部材にプラスチック製品が多く使われている場合は、さらに「廃プラスチック類」との混合物）。処理過程で管内部の蛍光体を分離除去したものは「汚泥」に該当します。

これら水銀を含む廃蛍光灯は、水銀を回収することが義務付けられている対象品目ではありませんが、水銀を回収できる業者に委託することが望まれます。

なお、破損した場合は、密閉できる容器等に入れて、水銀の飛散・流出を防止する措置を講じます。

CHAPTER 9

廃棄物処理法の 特例制度

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理を委託する場合、排出時にマニフェストの交付が義務付けられています。産業廃棄物の処理状況を事業者自ら管理するためです。しかし一定の条件下で、はこの義務が免除される場合があります。「専ら物」や「再生利用認定制度」、「広域認定制度」などがこのケースに該当します。

「専ら物」などの用語は聞いたことがあると思うのですが、制度の趣旨は何か、何が免除され何が免除されないか、を把握しておく必要があります。誤解を生みやすい分野でもあるので、しっかり確認しておきましょう。

1. 専ら物

「専ら物」は「専ら再生利用の目的となる廃棄物」

「専ら物」は、法第14条（一般廃棄物については第7条）にその規定があります。同条では、まず処理を業として行うには許可が必要である旨規定し、最後に「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ」の収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。」と許可不要の特例を設けています。この条文から通常「専ら物」という用語が用いられています。

それでは「専ら物」（専ら再生利用の目的となる産業廃棄物）とは具体的に何なのでしょうか。廃棄物処理法が制定された当時の厚生省通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日）の中で、専ら物の例示として「古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維」が示されており、この考え方が現在も踏襲されています。

なお、「専ら物」を廃棄物の分類と関連付けると、それぞれ「古紙＝紙くず」、「くず鉄＝金属くず」、「空き瓶類＝ガラスくず」、「古繊維＝繊維くず」となります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」

(昭和46年10月16日厚生省環境衛生局長通知)(抜粋)

4 (2) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないこと。

(参考)

環境省の通知（「引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアル」（平成15年2月環境省））に以下の記述がありました。専ら物についての考え方が示されており、参考になります。

「法では、「もっぱら再生利用の目的となる廃棄物（いわゆる専ら物）」のリサイクルを行う者については、廃棄物処理業の許可が不要とされています（法第7条第1項ただし書、第14条第1項ただし書等）。これは、沿革的に法制定時以前から再生資源回収業者の手によって回収されてきている、古紙（紙くず）、くず鉄（古銅等を含む。金属くず）、空き瓶類（ガラスくず）及び古繊維（繊維くず）の4品目について、製品の原材料（古紙であれば製紙原料等）として再生利用を行う場合は市町村長・都道府県知事による個別の許可にかからしめなくとも適正なリサイクルが期待されるため、許可の対象から除外したものです。」

「専ら物」はマニフェスト不要 しかし委託契約書は必ず締結

事業者は、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを再生利用目的で扱う業者に上記4品目を再生利用目的で処理を委託する際は、マニフェストを交付する必要はありません（法第12条の3、規則第8条の19第3号）。

マニフェストの交付は不要ですが、しかし産業廃棄物の委託基準はかかるので、委託契約書は必要となります。この点は特に注意しましょう。

委託契約書の法定記載事項として「受託業務終了時の委託者への報告に関する事項」が定められています。通常はマニフェストで代用されますが、マニフェスト不要の「専ら物」については、マニフェストに変わる書面（引渡し伝票など）を業者から受け、記録を作っておくことが望ましいでしょう。これは廃棄物の社内管理を確実にを行う観点からも大切なことです。

契約書には許可証や認定証を添付しなければなりません、「専ら物」のみの処理を行う業者は許可不要なので、添付の必要はありません。ただし、自治体に「再生事業者」として登録していることがあるので、その登録証を添付することは考えられます。

なお、4品目であっても、焼却や埋立など再生利用(マテリアルリサイクル)されない処分については、この規定は適用されません。その場合は、許可のある処理業者に委託し、マニフェストを交付する必要があります。

また、上記4品目以外の廃棄物は「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とみなさないため、例えば廃プラスチック・廃油をリサイクル目的で取り扱う業者であっても、産業廃棄物処理業の許可やマニフェストの交付が必要になります。

最後に、「専ら物」は「廃棄物」であることが前提です。

「専ら物」の産業廃棄物委託時の特例

専ら物	処理業許可	委託契約書	マニフェスト
	免除	必要	免除

2. 広域認定制度

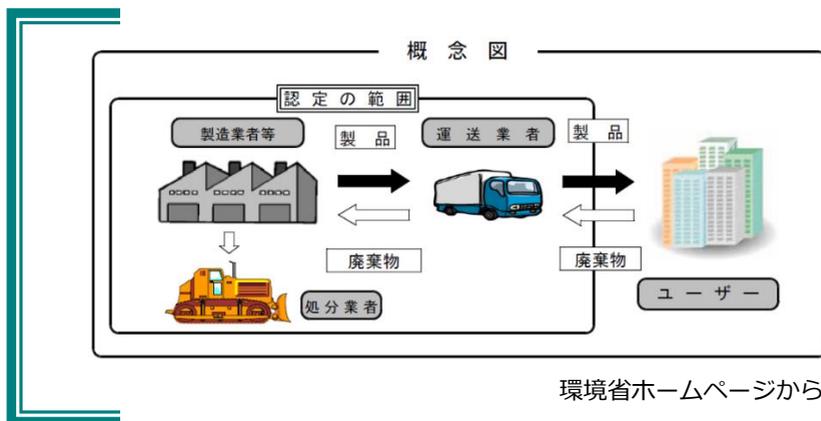
製造事業者自ら広域的に再生・処理を行う

広域認定制度は、拡大生産者責任の考え方に基づき、製造事業者等※自身が、自社の製品の再生又は処理を広域的に行う制度です。製品の性状・構造を熟知している製造事業者等が再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用等を進めるとともに、再生・処理しやすい製品設計に反映されることを期待しています。（法律第9条の9（一般廃棄物）、第15条の4の3（産業廃棄物））。

※製造事業者等とは、当該製品の製造、加工、販売等を行う者

広域認定制度については、前にも紹介したパソコン、コピー機(複合機)を始め、様々な製品が環境大臣の認定を受けており（2023年1月5日現在 203件）、この制度に基づいた処理やリサイクルが実施されています。

広域認定を受けた事業者は、廃棄物処理法の処理業の許可が不要になります。廃棄物の収集運搬や処分を事業として行う場合は、所管する自治体から処理業の許可を受けなければなりません。しかし、環境大臣の広域認定を受けることにより、製造事業者等は自治体ごとの許可をいちいち取得することなく、自社製品の再生や処理を広域的に行うことができます。



広域認定制度では、マニフェストの交付が免除される

排出事業者側にとって、広域認定制度を利用するメリットは何でしょうか。

第一に、広域認定を受けた事業者処理を任せられるので、委託する処理業者を探す必要がありません。また、その製品を製造したメーカー自身が、環境大臣の認定を受けて行うものなので、適正な再生・処理が期待でき、不法投棄などの不適正処理に巻き込まれる可能性も低く、安心感があります。

そしてマニフェストが免除されるという手続き上のメリットがあります。産業廃棄物を引き渡す際はマニフェストの交付が義務付けられており、排出事業者は、マニフェストを確認することにより、適正に収集・運搬、中間処理、処分が行われたか管理しなければなりません。マニフェスト義務違反に対する罰則は強化される一方なのですが、広域認定を受けた事業者引渡す場合は、このマニフェストの交付が免除されます(施行規則第8条の19第5号)。

しかしマニフェストの義務はないのですが、排出事業者責任が無くなるということではありません。広域認定を受けた事業者は、当該廃棄物の収集運搬、処分の状況を管理するための管理票等を作成することとされ、処理の状況は管理票等何らかの方法で排出事業者に報告することとされています(施行規則第6条の15第3号、第12条の12の10第3号。「広域認定制度申請の手引(令和3年2月環境省)」10P)。排出事業者は、これにより産業廃棄物の適正処理を確認しなければなりません。

なお、マニフェストは義務付けされませんが、委託契約書の締結は必要です。委託契約書については免除の規定はありませんので、必ず締結しなければなりません。なお、委託契約書には、処理業の許可証の写しの代わりに広域認定の認定証の写しを添付します(施行規則第8条の4)。

広域認定制度の対象となる廃棄物

一般廃棄物については、環境省告示（最終改正令和3年2月2日環境省告第8号）により、マットレス、パソコン、二輪自動車、消火器等14品目が定められていますが、産業廃棄物については、次のいずれにも適合する産業廃棄物について、製造事業者等が環境省に申請し、認定を受ける形になっています（施行規則第12条の12の8）。

1. 通常の運搬状態の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの
2. 製造事業者等が当該廃棄物の処理を行うことにより、減量その他適正な処理が確保されるもの

例えば、動植物性残さのような短期間で腐敗してしまうものは対象とならず、また、製造事業者等ではない者、製品の性状・構造を熟知していない者は、この制度の対象とはなりません。

現在、事務機器、情報処理機器、小型充電式電池、蓄電池、繊維製品、建設資材など様々な産業廃棄物について、そのメーカー等が広域認定を受けています。具体的な広域認定の状況については、メーカーへの問い合わせ、環境省の関連サイトのチェックにより確認しましょう。

環境省関連サイト→<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

「広域認定制度」の産業廃棄物委託時の特例

広域認定制度	処理業許可	委託契約書	マニフェスト
	免除	必要	免除

3. 再生利用認定制度

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進する制度

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、一定の基準に適合していると環境省が認定したのものについては、処理業の許可と施設設置の許可を不要とする制度です。（法律第15条の4の2）

この認定の対象となる産業廃棄物は、①廃ゴム製品(ゴムタイヤ等鉄を含むもの)、②汚泥(建設汚泥等)、③廃プラスチック類、④廃肉骨粉、⑤金属を含む廃棄物に限定されています(規則第12条の12の2、環境省告示 最終改正は平成31年3月28日58号)。

廃棄物必ず「再生」されることが前提で、現在、認定されている産業廃棄物と再生利用の内容は、環境省のホームページに記載されています。認定されている件数は37件(令和4年12月21日現在)で、以下のような事業などが再生利用認定されています。

- ・ 廃ゴムタイヤ → 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用(セメント会社)
- ・ 廃プラスチック類 → 廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造(製鉄会社)
- ・ 廃肉骨粉 → 廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメント原料として使用(セメント工場)
- ・ 金属を含む廃棄物 → 製鉄施設で金属を再生品として得る(製鉄会社)

環境省のサイト

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/jokyo_1.html



再生利用認定制度におけるマニフェストの交付

広域認定制度では、認定を受けた事業者処理を委託する場合、排出事業者はマニフェストが免除されました。再生利用認定制度ではどうなのでしょう。

再生利用認定制度の場合、二つのケースに分けて考えなければいけません。それは「金属を含む廃棄物」を扱う場合とそうでない場合です。

対象とする廃棄物が「金属を含む廃棄物以外の廃棄物」の場合は、マニフェストが免除されますが、「金属を含む廃棄物」の場合は免除されません（施行規則第8条の19第4号）。

これは、再生利用認定の要件が「当該再生に伴い廃棄物（再生品を除く。）をほとんど生じないこと」とされており、「ほぼ全量が再生されることが確実で、再生がなされた時点で廃棄物の処理が完結するため」とマニフェストは不要と環境省は解説しています。

しかし「金属を含む廃棄物」については、事業特性から前処理工程、再生工程において相当の残さが生じることが想定され、前述の要件に該当しないため、マニフェストによる管理が必要とされています。

（以上「再生利用認定制度の手引き」令和3年9月改訂版 環境省廃棄物規制課等による）

マニフェストの義務はないのですが、広域認定制度と同様、排出事業者責任が無くなるということではありません。

同様に、委託契約書の締結は必要です。委託契約書については免除の規定はありませんので、必ず締結しなければなりません。なお、委託契約書には、処理業の許可証の写しの代わりに再生利用の認定証の写しを添付します（施行規則第8条の4）。

「再生利用認定制度」の産業廃棄物委託時の特例

再生利用認定制度	処理業許可	委託契約書	マニフェスト
	免除	必要	免除（ただし、金属を含む廃棄物は免除されない）

SERIES 3

事業所の責任者・担当者が

廃棄物処理法について知っておきたいこと

発行 2023年2月

発行元

一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センター

TEL 075-352-0530

URL <http://www.kyoto-3rbiz.org/>